

平成20年度の取り組み状況のお知らせ

平成20年度は、これまで以下のような取り組みを行っています。

- ・路線A、Dの用地買収、建物補償協議に向けた懇談会
- ・路線N-2の建物調査に向けた説明会
- ・路線J、G-1、G-2の境界確認のための説明会、現地立会い
- ・路線A、D、都市計画道路春日浦豊河原線（浜町交差点から恵美須神社まで）の建物移転補償協議

以上のように、事業は地区全体の取り組みとなっております。



多くの地域の方のご協力、ありがとうございました。

路線D

【懇談会の開催】

開催日/平成20年8月28日

沿道地権者の方を対象に、今年度の予定、用地補償の考え方について説明がなされました。

引き続き協議が進められています。

路線G-1、G-2、J

【説明会の開催、境界確認の実施】

(路線G-1、G-2)

説明会開催日/平成20年9月9日

境界確認実施日/平成20年10月21日

(路線J)

説明会開催日/平成20年9月8日

境界確認実施日/平成20年10月22日

説明会においては、沿道地権者の方を対象に、今年度の予定、用地補償の考え方について説明がなされました。

境界確認においては、沿道地権者の方に加え、隣接地権者の方の協力も得て、現地で立ち会っていただきました。

現在は、境界確認の結果をもとに確認書の作成中であり、その後、道路設計を行う予定です。

路線N-2

【説明会の開催】

開催日/平成20年8月7日

沿道地権者の方を対象に、今年度の予定、建物調査の内容、日程について説明がなされました。

現在は、建物調査を実施しております。



路線A

【懇談会の開催】

開催日/平成20年7月22日

沿道地権者の方を対象に、今年度の予定、用地補償の考え方について説明がなされました。現在は、個々の地権者との協議に入っております。



懇談会等での意見交換の概要

以下、前ページに掲載した路線別懇談会、説明会等での意見交換の概要を紹介いたします。

○用地、建物の補償等について

Q：補償金を算定する基準はあるのですか？

A：全国一律の算定基準を大分市は採用しています。その基準は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準（用地対策連絡会決定）」です。

Q：建物解体の届出は、業者がしてくれるのですか？

A：届出は、基本的に建物所有者が大分市に対して行います。ただし、業者が代行してくれる場合もありますので、業者へも問い合わせして下さい。

Q：移転する場合は市営住宅等への斡旋はあるのですか？

A：大分市営住宅条例による優遇措置はありますが、入居者の空き状況に左右されるため、全ての方が希望する物件や時期に入居できるとは限りません。

○税金、相続について

Q：補償金受領後の税金の課税について教えてください？

A：公共事業に対して土地や建物を提供された方は、一定の範囲で税金がかかります。補償の内容に応じて課税に関わる特例の内容が異なりますので、詳しくは税務署へ相談されることをお勧めします。

※税金及び確定申告の申請についてご相談のある方は、税理士の方による専門家派遣相談会を行いますので、ぜひご利用をお願いいたします。

Q：土地・建物の相続手続きを済ませていませんが、補償協議及び補償金の受領ができるのでしょうか？

A：補償協議者・契約者及び補償金の受領者は、基本的には登記簿上の所有者となります。そのため、相続手続きがお済みでない方は、早めに手続きをお願いいたします。

※相続についてご相談のある方は、司法書士の方による専門家派遣相談会を行いますので、ぜひご利用をお願いいたします。

○境界確認について

Q：なぜ道路にかからない人も立ち会う必要があるのですか？

A：用地買収をする際に、まず、買収する土地の境界を教えてください、実測の土地の面積を算出し、買収面積を確定する必要があります。そのため、買収される土地に隣接する所有者の方にも、境界と一緒に立ち会っていただく必要があります。

専門家派遣相談会開催のお知らせ

「税金や確定申告の手続きを税理士に相談したい」、「相続のことを司法書士に相談したい」そのようなお悩みをお持ちの方を対象に、専門家派遣相談会を開催します。
無料ですので、ぜひ足をお運びください。

対象となる方は、後日、関係者を中心にお知らせいたします。

開催：税理士 /平成21年2月1日（日）※税金等に関する相談をお受けします

司法書士/平成21年2月8日（日）※相続等に関する相談をお受けします

時間：13:00～17:00

場所：芦崎町民館

【会場案内図】



不動産情報提供のお願い

道路にかかる方からは、「今住んでいる場所の近くに住みたい」、「事業期間中の仮住まいとなる引越し先を確保したい」との声を聞きます。

空き地や空き家をお持ちの方で、道路にかかる方等への売却や仮住まいとして貸し出しをお考えの方がいらっしゃれば、推進協議会やまちなみ整備課までご連絡下さい。

上記のようなご要望をお持ちの方に、適宜紹介させていただきます。

ただし、売買や賃貸などのお話は、地権者さん同士での協議となります。

大分市まちなみ整備課 連絡先 537-5637